

国「都道府県向け評価指標(案)」 ※ ア～オは、便宜上、府が付したもの		大阪府 第7期高齢者計画 目標・指標(案)(たたき台)
I 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画	① 地域包括ケア「見える化」システムその他の各種データを活用し、当該都道府県及び管内の市町村の地域分析を実施し、当該地域の実情、地域課題を把握しているか。また、その内容を保険者と共有しているか。 ※ 単に見える化システムのデータを共有しているだけでは課題把握とはいわない ア 地域包括ケア「見える化」システムその他の各種データを活用し、地域分析を実施している(単に地域包括ケア見える化システムのデータ等を閲覧するのではなく、分析が必要) イ 有識者を交えた検討会を開催し、地域分析を実施している ウ 地域分析を元に、各市町村における課題を把握している エ 現状分析や地域課題を保険者と共有している	1-1 【自立支援、介護予防・重度化防止】 (保険者機能の強化に向けた支援) ○ 大阪府や府内市町村における現状や地域課題の把握に向け、地域分析を実施するとともに、その内容を保険者と共有します。 ・「見える化」システム、府統計データ等の活用などを通じた大阪府や各保険者の現状分析の実施、課題及び取組状況の把握(検討会の開催等(P)) ・検討会の開催等(P)を通じて、上記検討内容の保険者との共有 ※ 検討会については自治体WG等をうまく組み替えていく方向で検討し、文章化を予定 ※ 現状分析については、当初予算要求の中で分析に資する委託事業等を検討
	② 保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る取組の実施状況を把握し、管内の保険者における課題を把握しているか。また、その内容を保険者と共有しているか。 ア 各保険者へ出向いて意見交換を行う等、各保険者の取組状況を把握している イ 保険者間の情報交換の場の設定等により各保険者の取組状況を把握している ウ その他各保険者へのアンケート等により各保険者の取組状況を把握している エ 保険者向け評価指標の結果を用いて、各保険者の取組状況を分析している オ 把握した各保険者の取組状況を保険者と共有している	○ 府内市町村における自立支援・重度化防止等に係る取組状況や課題を把握するとともに、その内容を保険者と共有する等の取組みを行います。 ・各保険者との意見交換や情報交換の場の設定、アンケートの実施等による、各保険者の取組状況の把握、現状分析・課題及び取組みの把握(検討会の開催等(P)) ・保険者向け評価指標の結果を用いた各保険者の取組状況の分析
	③ 保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る取組に関し、都道府県の支援に係る保険者のニーズを把握しているか。	・検討会の開催等(P)を通じて、自立支援・重度化防止等に関する大阪府の支援にあたっての保険者ニーズの把握
	④ 現状分析、地域課題、保険者のニーズを踏まえて自立支援・重度化防止等に係る保険者への支援事業を企画立案しているか。	・上記に関連した現状分析、地域課題、保険者のニーズを踏まえた保険者への支援事業の企画立案とその着実な実施
	⑤ 当該都道府県が実施した保険者支援に関する取組に係る市町村における効果について、把握し評価を行ったうえで、保険者と共有しているか。	・上記保険者支援に関する取組みの効果について把握・評価、保険者との共有
	⑥ 管内の市町村の介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援・重度化防止等に資する施策について、目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか	○ 上記検討会の開催等を通じて、府内市町村の現状や将来推計に基づき、毎年度(P)、自立支援・重度化防止に関する重点施策を決定します。(P) ※中身等は今後検討
II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容	(1) ① (1) 保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定 保険者による地域包括ケア「見える化」システムによる地域分析、介護保険事業の策定に係り、市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。 ア 市町村への研修事業を実施している イ 市町村へのアドバイザー派遣事業を実施している ウ その他必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等)	○ 保険者による地域包括ケア「見える化」システムによる地域分析等に関連し、市町村職員への研修事業等を実施します。 ・「見える化」システム活用等に向けた市町村職員向け研修等の実施 ・各保険者の現状分析・課題及び取組みの把握並びに市町村へのアドバイザー派遣など課題解決に向けた支援の実施
	(2) ① (2) 地域ケア会議・介護予防 地域ケア会議に関し、自立支援・重度化防止等に資するものとなるよう市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。 ア 管理職・管理者及び担当者に対して研修会等を実施している イ 管理職・管理者又は担当者に対して研修会等を実施している ウ 市町村へのアドバイザー派遣事業を実施している エ その他必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等)	1-3 【自立支援、介護予防・重度化防止】 (地域ケア会議の充実について) ○ 自立支援、重度化防止、介護予防の観点から地域ケア会議の充実に向けた市町村の取組みを支援します。 ・地域ケア会議等に関連する市町村担当者、事業者等に対する研修会の実施等 ・自立支援に資するケア会議の効果的な開催に向け、市町村へのアドバイザー派遣等の実施 ・自立支援に資する地域ケア会議におけるリハビリテーション専門職等の助言者養成
	(2) ② 一般介護予防事業における通いの場の立ち上げ等、介護予防を効果的に実施するための市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。 ア 介護予防に従事する市町村職員や関係者に対し、介護予防を効果的に実施するための技術的支援に係る研修会等を実施している イ 介護予防を効果的に実施するための実地支援等を行うアドバイザーを養成し、派遣している ウ その他介護予防を効果的に実施するための必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等)	1-4 【自立支援、介護予防・重度化防止】 (市町村における介護予防推進の取組への支援) ○ 介護予防を効果的に実施するための市町村の取組みを支援します。 ・市町村職員等を対象とした、介護予防に関する研修会の実施 ・自立支援に資するケアマネジメントの推進を支援するリハビリテーション専門職の研修及びアドバイザー等の養成・派遣などの広域支援体制の整備 ・多様なサービス等の創設、多様な社会資源に関する情報提供など一般介護予防事業の実施に向けた支援

<p>Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容</p>	<p>(3) 生活支援体制整備等 生活支援体制の整備に関し、市町村を支援するために必要な事業を行っているか。 ア <u>研修等の実施により生活支援コーディネーターを養成している</u> イ 市町村、NPO、ボランティア、民間事業者等を対象とした普及啓発活動を実施している ウ <u>生活支援・介護予防サービスを担う者のネットワーク化のための事業を実施している</u> エ <u>好事例の発信を行っている</u> オ 市町村による情報交換の場を設定している カ 地域包括支援センターの職員について配置基準を満たしておらず、人材の確保について広域的な調整が必要な市町村について把握した上で、職能団体と連携した広域調整を実施している キ 生活相談支援体制の整備に関する市町村からの相談窓口の設置等、相談・助言を行っている ク その他必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等)</p>	<p>1-2</p>	<p>【自立支援、介護予防・重度化防止】 (市町村における新しい介護予防・日常生活支援総合事業の着実な実施) ○ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備について市町村の取組みを支援します。 ・<u>生活支援コーディネーターの養成研修の実施</u> ・生活支援のノウハウやスキルの共有を図るための市町村や生活支援コーディネーター等関係者間のネットワーク強化に向けた会議の開催 ・<u>ウェブサイト等を活用した住民主体型サービス提供についての先行事例や好事例紹介</u> ・<u>住民主体型サービス提供のための担い手養成や、団体立ち上げ時の相談体制の整備</u> ・<u>住民主体型サービス提供のための支援マニュアルの提供等による地域展開への支援</u> ※ カは対応予定なし ※ 市町村からの相談対応(キ)や、モデル事業として、ええまちプロジェクトの取組内容を反映していくことについても検討</p>
	<p>(4) 自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用 自立支援、重度化防止等に向けた市町村の取組支援のため、<u>リハビリテーション専門職等の人的支援を職能団体と連携して取り組んでいるか</u> ア 都道府県医師会等関係団体と連携し、市町村に対する地域リハビリテーション支援体制について協議会を設けている イ 都道府県リハビリテーション支援センターや地域リハビリテーション広域支援センター等、リハビリテーション専門職等を派遣する医療機関等を確保している ウ 都道府県医師会等関係団体等と連携し、市町村に対する地域リハビリテーション支援体制について協議している エ 都道府県医師会等関係団体と協議し、リハビリテーション専門職等の派遣に関するルールを作成している オ リハビリテーション専門職等に対して、派遣に際して必要となる知識に関する研修会を実施している カ <u>リハビリテーション専門職等を地域ケア会議や通いの場等に派遣している実績がある</u> キ <u>その他、リハビリ専門職等の職能団体との連携に関して必要な事業を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等)</u></p>	<p>1-4</p>	<p>○ リハビリテーション専門職等の活用における市町村の取組みを支援します。 ・<u>リハビリテーション専門職等についての関係団体との連携や、介護予防の場における関与等に対する支援</u> ・<u>リハビリテーション専門職広域支援調整連絡会の開催</u> ・<u>リハビリテーション専門職等による市町村への支援に関するルールの作成及び調整</u> ・<u>介護予防の推進に資するリハビリテーション専門職等の指導者育成</u> ・<u>自立支援に資するケアマネジメントの推進を支援するアドバイザー等の養成・派遣(再掲)</u> ・<u>自立支援に資する地域ケア会議におけるリハビリテーション専門職等の助言者養成(再掲)</u></p>
	<p>(5) 在宅医療・介護連携 在宅医療・介護連携について、市町村を支援するために必要な事業を行っているか。 ア <u>二次医療圏単位等地域の実情に応じた圏域において、地域の医師会等の医療関係団体と介護関係者と連絡会等を開催している</u> イ <u>在宅医療をはじめとした広域的な医療資源に関する情報提供を市町村に対して行っている</u> ウ <u>退院支援ルールの作成等市区町村単独では対応が難しい広域的な医療介護連携に関して支援を行っている</u> エ 在宅医療・介護連携に係るデータを収集・分析し、当該データの活用方法を市町村等に研修している オ <u>在宅医療・介護連携推進のための人材育成を行っている</u></p>	<p>3-1</p>	<p>【地域包括ケアシステム構築に向けた取組み】 (在宅医療・介護連携の推進) ○ 切れ目のない在宅医療と介護が一体的に提供されるための在宅医療介護連携について、府内全市町村の取組みを支援します。 ・府内全市町村における在宅医療・介護連携推進事業の効果的な取組みの推進に向けた市町村への支援 ・退院支援ルールの作成や、関連する研修事業など、市区町村単独では対応が難しい広域的な在宅医療・介護連携に関する取組みの実施 ・<u>地域医療構想や在宅医療に関する各種データの提供を通じた市町村への支援</u></p>

<p>Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容</p>	<p>(6) 認知症総合支援 認知症施策の推進に関し、現状把握、計画の策定、市町村の取組の把握等を行っているか。 ア 認知症施策に関する取組(※)について、各年度における都道府県の具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定め、進捗状況について点検・評価している。 ※ 早期診断・早期対応の連携体制等の整備、認知症対応力向上研修実施・認知症サポート医の養成・活用、若年性認知症施策の実施、権利擁護の取組の推進等 イ 市町村の認知症施策に関する取組(※)について、都道府県内の全市町村の取組状況を把握したうえで、市町村の状況の一覧を作成し、その状況を自治体HPに掲載する等公表している。 ※ 認知症初期集中支援チームの運営等の推進、認知症地域支援推進員の活動の推進、権利擁護の取組の推進等、地域の見守りネットワークの構築及び認知症サポーターの養成・活用、本人・家族への支援等</p>	<p>3-2</p> <p>【地域包括ケアシステム構築に向けた取組み】 (認知症施策の推進) ※新オレンジプラン関係。可能な限り定量的な数値目標を記載予定 ○ 認知症初期集中支援チームの運営等の推進等市町村の認知症施策に対する取組みについて具体的な計画を定め、進捗状況等について市町村ごとの一覧表を作成の上、取組みを点検・評価し、公表や見直しを行うなど、市町村を支援します。 ・認知症初期集中支援チームの効果的な取組みの推進に向けた市町村への支援 ・認知症地域支援推進員の効果的な取組みの推進に向けた市町村への支援</p> <p>○ 各職種向けの認知症対応力向上研修や認知症サポート医の養成等数値目標を定め、進捗状況等について点検・評価し、見直しを行いながら取り組みます。 ・認知症対応力向上研修 (医師:○○名、歯科医師:○○名、薬剤師:○○名、看護師:○○名、一般病院の医療従事者:○○名) ・認知症サポート医養成数 ○○名 ・認知症介護実践者等養成研修の実施</p> <p>○ 若年性認知症施策の実施など都道府県で実施する認知症施策について、具体的な計画を定め、進捗状況等について点検・評価し、見直しを行いながら取り組みます。 ・若年性認知症支援者研修の実施 ・企業向け啓発リーフレットの作成、配布</p> <p>○ 認知症に対する正しい知識と理解を持って、地域や職場で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めます。 ・認知症サポーターの養成 73万人(2020年度末まで)</p>
<p>(7) 介護給付の適正化</p>	<p>(7) 介護給付の適正化 介護給付費の適正化に関し、市町村に対する必要な支援を行っているか。 ア 「医療情報との突合」「縦覧点検」の実施を支援している(国保連への委託に係る支援を含む) イ 国保連の適正化システムの操作研修や実地における支援を実施している ウ ケアプラン点検に関する研修や実地における支援を実施している エ 保険者の効果的な取組事例を紹介する説明会等を実施している オ その他、都道府県として市町村の実情に応じた支援を実施している(モデル事業や市町村の取組への財政支援等)</p>	<p>2-1</p> <p>【介護給付等適正化】 (市町村の主要8事業の確実な実施に向けた支援) ○ 介護給付の適正化に関する主要8事業の毎年度の達成に向け、市町村に対する必要な支援を行います。 ・「医療情報との突合」「ケアプラン点検」等主要8事業の着実な実施に向けた支援 ・大阪府国民健康保険団体連合会と連携し、適正化システムの活用方法等についての普及促進 ・「高齢者住まい」における外付けサービスの利用適正化に向けた取組み ・保険者の取組みや最新情報等の共有に向けた支援 ※ 主要8事業の具体的な取組み内容や何を持って達成というかの判断方法等については、検討中</p>
<p>(8) 介護人材の確保</p>	<p>(8) 介護人材の確保 2025年及び第7期計画期間における介護人材の将来推計を行い、具体的な目標を掲げた上で、必要な施策を企画立案しているか。 ア 2025年、第7期計画期間における介護人材の推計を行っている イ 定量的な目標及び実施時期を定めている</p>	<p>5</p> <p>【人材の確保及び資質の向上】 ○ 2025年及び本計画期間における介護人材の将来推計を行うとともに、平成29年11月に策定した「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」という3つのアプローチから、必要な施策を実施します。 ・2025年及び第7期介護保険事業支援計画期間における介護人材の推計の実施 ・取組みの進捗状況の定期的な点検</p>
<p>(8) 介護人材の確保及び質の向上</p>	<p>(8) 介護人材の確保及び質の向上に関し、当該地域における課題を踏まえ、必要な事業を実施している。 ア 人材の新規参入や、復職・再就職支援策を実施している イ 都道府県として、介護ロボットやICTの活用に向けたモデル事業等の推進策を実施している ウ その他、人材確保・質の向上に向けた取組を実施している</p>	<p>・マッチング力の向上に向けた取組みの実施 ・若年層・高齢者・障がい者・女性等の新規参入に向けた取組みの実施(イメージアップ広報の実施等) ・外国人介護人材(在留資格「介護」をめざす留学生)受入れにあたってのガイドライン作成、協議会の設置・研修等の実施 ・離職した人材の呼び戻しに向けた取組みの実施 ・福祉機器、介護ロボットの導入促進に向けた取組みの実施 ・介護事業者自らの労働環境・処遇の改善等の取組み促進のための『表彰』制度の導入</p>

<p>Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容</p>	<p>(9) ① (9) その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業 (1)～(8)の他、自立支援、重度化防止に向けた市町村の取組について、管内の市町村の現状を把握した上で、必要な先駆的取組を行っているか。</p>	<p>【自立支援、介護予防・重度化防止】 (健康づくりの推進) 1-5 ○ 生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防にむけた取組を推進します。 ・市町村や地域等との協働による健康づくりの場等の提供によるロコモティブシンドローム、サルコペニア、フレイル等の未然防止</p> <p>【住民の希望、地域の実情に応じた多様な住まい、サービス基盤の整備】 (高齢者向け住宅の質、量の向上、福祉のまちづくりの推進) 4-1 ○ 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくりの実現を目指し、以下の取組を推進します。 ・高齢者向け住宅の供給の確保に向けた取組 ・高齢者のニーズに対応した住宅の整備に向けた取組 ・住宅のバリアフリー化の促進に向けた取組 ・福祉のまちづくりの推進に向けた取組 ・「高齢者住まい」における外付けサービスの利用適正化に向けた取組(再掲)</p> <p>(高齢者向け施設の確保) 4-2 ○ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護保険施設について、国の参酌標準に基づき、平成37年度の個室・ユニット型の割合が以下となるよう努めます。 ・介護保険施設:50%以上 ・うち特別養護老人ホーム:70%以上</p> <p>(地域密着型サービスの体制整備への支援) 4-4 ○ 市町村の方針を踏まえつつ、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営めるようにするため、看護小規模多機能型居宅介護等の周知等を通じた、計画的かつ積極的な地域密着型サービスの整備に向けた支援の実施</p> <p>【介護保険事業の適切な運営】 (適切な要介護認定) 6-1 ○ 適切な要介護認定等、サービス利用に関し、保険者機能を適切に発揮できるよう、地域の実情に応じた多様な取組の推進を支援します。 ・介護認定審査会委員、認定調査員及びかかりつけ医に対する研修等を通じた要介護認定の適正化の取組の実施</p>
<p>Ⅲ 管内の市町村における評価指標の達成状況による評価</p>	<p>① 都道府県における管内市町村の評価指標の達成状況の平均について、分野毎にどのような状況か。</p> <p>② (要介護認定基準時間の変化) 管内市町村における一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようなになっているか。</p> <p>③ (要介護認定の変化) 管内市町村における一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようなになっているか。</p>	<p>【府内市町村における評価指標の達成状況による評価(アウトカム指標)】 ○ 府内の市町村における評価指標の達成状況については、大阪府の施策の取組に対するアウトカムとして評価するとともに、その結果に基づき、次なる対応を検討していきます。 ・ 府内市町村評価指標の達成状況の平均 ○点以上(P) ※ 水準、指標の把握方法等は追って検討。以下同じ。</p> <p>・ 大阪府における、A年a月末時点における総認定者の要介護認定基準時間に対する、A+1年a月末時点における当該認定者に係る『要介護認定等基準時間の増加率』(どちらの時点でも受給者である場合に限る) ○%～○%(P) ※ 水準、指標の把握方法等は追って検討</p> <p>・ 大阪府における、A年a月末時点の要介護認定者(要介護1～4)におけるA+1年a月末時点の『要介護度の上昇率』(両時点とも受給者である場合に限る) ○%～○%(P) ※ 水準、指標の把握方法等は追って検討</p>